医政医発 1029 第 1 号
医政歯発 1029 第 1 号
医薬総発 1029 第 1 号
令和 8 年 10 月 29 日

一般社団法人　日本病院会会長　殿

厚生労働省医政局医事課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省医政局歯科保健課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省医薬局総務課長
（　公　印　省　略　）

令和 8 年医師、歯科医師及び薬剤師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本年は、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 6 条第 3 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 6 条第 3 項及び薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 9 条の規定により義務づけられた医師、歯科医師及び薬剤師の届出を実施することとしております。

休業中の方も含め、対象となる会員の方々への周知方について、特段の御配慮をお願いいたします。

オンラインによる届出は、厚生労働省の医療従事者届出システム（以下「届出システム」という。）を活用し、医療機関等を通じて行うこととなります。医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師は、医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行うこととなります。

届出システムへのアクセス方法、操作マニュアル、届出様式等については、厚生労働省ホームページに掲載することとし、随時情報を更新していきます。

〔厚生労働省の専用ホームページ〕　※令和 8 年 10 月 29 日以降更新予定
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/iryojujisha-todokede-sys.html

なお、オンラインによる届出が困難な場合や、医療機関等に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師以外については、従来どおり、紙媒体による届出を保健所や都道府県を経由して行うこととなります。

紙媒体の届出票につきましては、保健所を通じて配布する他、厚生労働省ホームページにおいても届出様式を掲載します。

記

1　届出義務のある者　　日本国の医籍、歯科医籍又は薬剤師名簿に登録されている医師、歯科医師及び薬剤師（休業中を含む）

2　届出事項　　令和８年 12 月 31 日現在の別紙各届出票に係る事項

3　届出方法・届出先　　次のいずれかによる方法

① オンラインによる届出

ｉ）医療機関等（※）に勤務する医師、歯科医師及び薬剤師のみが選択可能

※医療機関等とは、病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等を基本として想定するが、それ以外の医師、歯科医師及び薬剤師が勤務する機関についてもオンラインによる届出は可能。

ⅱ）医療機関等が発行する ID を用いて届出システムにアクセスし、必要事項を直接入力又は電子媒体の届出票をアップロードすることにより届出を行う。

② 紙媒体による届出

ｉ）オンラインによる届出が困難な医師、歯科医師及び薬剤師や、医療機関等に勤務していない医師、歯科医師及び薬剤師が選択する方法

ⅱ）保健所等を通じて入手した紙媒体の届出票に必要事項を記入し、住所地の保健所又は従業地の保健所へ届出を行う。

4　届出の期限　　令和９年１月 15 日

5　留意事項　　医師、歯科医師が届出を行わない場合には、原則として「医師等資格確認検索システム」（https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）に氏名等が掲載されなくなること。

医　第二号書式(第六条関係)

医師届出票

R08 医

(令和８年12月31日現在)

(1) 住所	〒□□□-□□□□ 都道府県　市郡　区　町村		
ふりがな		電話	
(2) 氏名	(旧姓)	(　－　－　)	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　年　月　日
(5) 医籍登録番号	第　号	(6) 医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正　年　月　日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち1つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（1つ）	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 (医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）
複数の施設に従事している場合で2番目に長時間従事している施設について01～18のうち1つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（1つ）	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 14及び15以外の産業医 17 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

従事先

「勤務状況」の「勤務日数」は、今年度12月１日～７日の宿直・日直以外の勤務日の合計を選択する。なお、午前のみ、午後のみの勤務の場合は0.5日としてカウントする。「夜間・休日勤務（宿直・日直を含む）の回数」は、通常の勤務又は宿直・日直の別に関わらず、今年度11月１日～30日の休診日や夜間に、院内に待機して診療等の対応を行う勤務の合計を選択する。日直・宿直はそれぞれ１回、宿直と日直を連続して行う場合は２回としてカウントする。なお、オンコールはカウントしない。

(8) 主たる従事先（「名称」「所在地」「勤務状況」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話	
名称		代表電話 (　－　－　)	
所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県　市郡　区　町村		
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)	0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0	
	11月の夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上	
	うち、宿直・日直の回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上	

(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～17のいずれかを記入した者のみが記入すること。)

就業形態	1 常勤　2 非常勤　※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	1 診療　2 教育・研究　3 管理　4 産業医業務　5 公衆衛生業務　6 司法行政解剖業務　7 その他
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業

(9) 従たる従事先（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～17のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話	
名称		代表電話 (　－　－　)	
所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県　市郡　区　町村		
勤務状況 該当する項目を1つ○で囲むこと。	12月1日～7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く)	0日 0.5 1.0 1.5 2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5 7.0	
	11月の夜間・休日勤務(宿直・日直を含む)の回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上	
	うち、宿直・日直の回数(回/月)	0回 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10～15未満 15～20未満 20以上	
従たる従事先の件数	件　(今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従たる従事先。)		

裏面へ続く

(10) 従事する診療科名等

従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。
また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。
臨床研修医の場合、「41 臨床研修医」のみを○で囲むこと。
該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。

((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)

Ⅰ	01 内科	02 呼吸器内科	03 循環器内科
	04 消化器内科(胃腸内科)	05 腎臓内科	06 脳神経内科
	07 糖尿病内科(代謝内科)	08 血液内科	09 皮膚科
	10 アレルギー科	11 リウマチ科	12 感染症内科
	13 小児科	14 精神科	15 心療内科
Ⅱ	16 外科	17 呼吸器外科	18 心臓血管外科
	19 乳腺外科	20 気管食道外科	21 消化器外科(胃腸外科)
	22 泌尿器科	23 肛門外科	24 脳神経外科
	25 整形外科	26 形成外科	27 美容外科
	28 眼科	29 耳鼻いんこう科	30 小児外科
	31 産婦人科	32 産科	33 婦人科
Ⅲ	34 リハビリテーション科	35 放射線科	36 麻酔科
	37 病理診断科	38 臨床検査科	39 救急科
	40 集中治療科		
Ⅳ	41 臨床研修医	42 全科	
Ⅴ	43 その他（　　）		

主たる診療科名の番号（1つ）

(11) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名、麻酔科の標榜資格、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師

取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。

※01，18，19は日本専門医機構認定資格、02～17は、日本専門医機構又は学会認定資格、20～59は学会認定資格

医療法に基づいて広告することが可能とされている医師の専門性に関する資格、麻酔科の標榜資格（麻酔科標榜医）、社会医学系専門医及び医師少数区域経験認定医師を指す。専門性に関する資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。

Ⅰ	01 内科専門医	02 小児科専門医	03 皮膚科専門医
	04 精神科専門医	05 外科専門医	06 整形外科専門医
	07 産婦人科専門医	08 眼科専門医	09 耳鼻咽喉科専門医
	10 泌尿器科専門医	11 脳神経外科専門医	12 放射線科専門医
	13 麻酔科専門医	14 病理専門医	15 救急科専門医
	16 形成外科専門医	17 リハビリテーション科専門医	18 臨床検査専門医
	19 総合診療専門医		
	20 総合内科専門医	21 呼吸器専門医	22 循環器専門医
	23 消化器病専門医	24 腎臓専門医	25 肝臓専門医
	26 神経内科専門医	27 糖尿病専門医	28 内分泌代謝科専門医
	29 血液専門医	30 アレルギー専門医	31 リウマチ専門医
	32 感染症専門医	33 心療内科専門医	
	34 呼吸器外科専門医	35 心臓血管外科専門医	36 乳腺専門医
	37 気管食道科専門医	38 消化器外科専門医	39 小児外科専門医
	40 超音波専門医	41 細胞診専門医	42 透析専門医
	43 老年病専門医	44 消化器内視鏡専門医	45 臨床遺伝専門医
	46 漢方専門医	47 レーザー専門医	48 気管支鏡専門医
	49 核医学専門医	50 大腸肛門病専門医	51 婦人科腫瘍専門医
	52 ペインクリニック専門医	53 熱傷専門医	54 脳血管内治療専門医
	55 がん薬物療法専門医	56 周産期(新生児)専門医	57 生殖医療専門医
	58 小児神経専門医	59 一般病院連携精神医学専門医	
Ⅱ	60 麻酔科標榜医	Ⅲ 61 社会医学系専門医	Ⅳ 62 医師少数区域経験認定医師

(12) 分娩の取扱いの有無（過去2年以内での実績）　1 分娩の取扱いあり　2 分娩の取扱いなし

(13) 出身地　〔都道府県　　〕・外国

(14) 医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名等

大学名等の番号を1つ○で囲むこと。
（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。）

大学の再編・統合・改称により、医師免許取得の際に医学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

国立	01 北海道大学	02 旭川医科大学	03 弘前大学	04 東北大学
	05 秋田大学	06 山形大学	07 筑波大学	08 群馬大学
	09 千葉大学	10 東京大学	11 東京科学大学	12 新潟大学
	13 富山大学	14 金沢大学	15 福井大学	16 山梨大学
	17 信州大学	18 岐阜大学	19 浜松医科大学	20 名古屋大学
	21 三重大学	22 滋賀医科大学	23 京都大学	24 大阪大学
	25 神戸大学	26 鳥取大学	27 島根大学	28 岡山大学
	29 広島大学	30 山口大学	31 徳島大学	32 香川大学
	33 愛媛大学	34 高知大学	35 九州大学	36 佐賀大学
	37 長崎大学	38 熊本大学	39 大分大学	40 宮崎大学
	41 鹿児島大学	42 琉球大学		
公立	43 札幌医科大学	44 福島県立医科大学	45 横浜市立大学	46 名古屋市立大学
	47 京都府立医科大学	48 大阪公立大学	49 奈良県立医科大学	50 和歌山県立医科大学
私立大学校・外国医学校・その他	51 岩手医科大学	52 東北医科薬科大学	53 自治医科大学	54 獨協医科大学
	55 埼玉医科大学	56 国際医療福祉大学	57 杏林大学	58 慶應義塾大学
	59 順天堂大学	60 昭和医科大学	61 帝京大学	62 東京医科大学
	63 東京慈恵会医科大学	64 東京女子医科大学	65 東邦大学	66 日本大学
	67 日本医科大学	68 北里大学	69 聖マリアンナ医科大学	70 東海大学
	71 金沢医科大学	72 愛知医科大学	73 藤田医科大学	74 大阪医科薬科大学
	75 関西医科大学	76 近畿大学	77 兵庫医科大学	78 川崎医科大学
	79 久留米大学	80 福岡大学	81 産業医科大学	82 防衛医科大学校
	83 外国の医学校	84 その他		

医学課程を修めた外国の医学校のある国の番号を1つ○で囲むこと。

((14)欄の83を○で囲んだ者のみが記入すること。)

1 英国　2 オーストラリア　3 韓国　4 中国　5 ハンガリー
6 ブラジル　7 米国　8 ルーマニア　9 その他（　　）

(15) 地域枠等
従事要件が終了している場合を含め、該当する場合記入すること。
※自治医科大学出身者は要記入、防衛医科大学校及び産業医科大学は記入不要。

1 従事要件あり → 要件となる従事年数　年　従事要件を終了した場合には、右欄に○を付けること。
2 従事要件なし　要件となる従事場所　〔都道府県　　〕・その他

奨学金貸与元　1 都道府県　2 大学　3 その他　4 なし

選抜方式　1 別枠方式(一般の選抜枠と別に選抜)　2 手挙げ方式(一般の選抜枠と共通で選抜)

(16) 臨床研修修了の有無　1 有・2 無　(17)臨床研修病院の所在都道府県名 (16)欄が有の場合

(18) 本届出票の活用に対する確認

各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。

同意しない場合

(19) 備考

提出期限　翌年1月15日

第二号書式(第六条関係)

歯科医師届出票

R08

(令和８年12月31日現在)

(1) 住所	〒□□□-□□□□ 都道府県 市郡 区 町村		
ふりがな		電話	
(2) 氏名	(旧姓)	(— —)	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 □□年□□月□□日
(5) 歯科医籍登録番号	第□□□□□□□号	(6) 歯科医籍登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正 □□年□□月□□日

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～18のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ） 複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～17のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）	診療所	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)	03 開設者又は法人の代表者 04 勤務者
	医育機関 (歯学部若しくは医学部を有する大学若しくは大学研究所又はそれらの附属病院)	05 臨床系の教官又は教員 06 臨床系の大学院生 07 臨床系の勤務者で05及び06以外の者（医員、臨床研修歯科医、その他） 08 臨床系以外の大学院生 09 臨床系以外の勤務者で08以外の者（教官、教員、その他）
	介護老人保健施設	10 開設者又は法人の代表者 11 勤務者
	介護医療院	12 開設者又は法人の代表者 13 勤務者
	上記以外の施設	14 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 15 行政機関の従事者 16 上記以外の保健衛生業務の従事者
	その他	17 その他の業務の従事者 18 無職の者

(8) 主たる従事先

(「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)

ふりがな		電話
名称		代表電話 (— —)
所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県 市郡 区 町村	

(「就業形態」「主たる業務内容」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～05、07及び09～16のいずれかを記入した者のみが記入すること。)

就業形態	1 常勤　2 非常勤	※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。
主たる業務内容	1 診療　2 教育・研究　3 管理　4 その他	
休業の取得 (取得中の者のみ)	1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業	

(9) 従たる従事先　(複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～16のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。)

ふりがな		電話
名称		代表電話 (— —)
所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県 市郡 区 町村	

裏面へ続く

(10) 従事する診療科名等

従事するすべての診療科名の番号を○で囲むこと。
また、2つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入すること。

臨床研修歯科医の場合、「5 臨床研修歯科医」のみを○で囲むこと。

該当する診療科名がない場合、最も近い診療科名の番号を○で囲むこと。

((7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～07のいずれかを記入した者のみが記入すること。)

1 歯科　2 矯正歯科　3 小児歯科　4 歯科口腔外科

5 臨床研修歯科医

主たる診療科名の番号（1つ）

(11) 取得している広告可能な歯科医師の専門性に関する資格名

取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。

医療法に基づいて広告することが可能とされている歯科医師の専門性に関する資格を指す。
資格は更新制であるため、現時点で資格を取得しているかどうかを確認の上記入すること。
なお、「認定医」は広告可能な資格ではないことに留意すること。

1 口腔外科専門医　2 歯周病専門医　3 歯科麻酔専門医
4 小児歯科専門医　5 歯科放射線専門医　6 補綴歯科専門医
7 矯正歯科専門医　8 歯科保存専門医

(12) 歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名等

大学名等の番号を1つ○で囲むこと。
（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。）

大学の再編・統合・改称により、歯科医師免許取得の際に歯学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。

国立	01 北海道大学	02 東北大学	03 東京科学大学	04 新潟大学	05 大阪大学
	06 岡山大学	07 広島大学	08 徳島大学	09 九州大学	10 長崎大学
	11 鹿児島大学				
公立	12 九州歯科大学				
私立・外国歯学校	13 北海道医療大学	14 岩手医科大学	15 奥羽大学	16 明海大学	17 東京歯科大学
	18 昭和医科大学	19 日本大学	20 日本大学（松戸歯学部）	21 日本歯科大学（生命歯学部）	22 日本歯科大学（新潟生命歯学部）
	23 神奈川歯科大学	24 鶴見大学	25 松本歯科大学	26 朝日大学	27 愛知学院大学
	28 大阪歯科大学	29 福岡歯科大学（口腔歯学部）	30 外国の歯学校		

(13) 臨床研修修了の有無　1 有 ・ 2 無

(14) 臨床研修施設の所在都道府県名 (13)欄が有の場合

(15) 出身地　（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。）

〔 都道府県 〕 ・ 外国

(16) 本届出票の活用に対する確認

各都道府県における歯科医師の適正配置の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに**同意しない場合**には、右欄に○を付けること。

同意しない場合

(17) 備考

提出期限　翌年1月15日

薬

様式第六（第七条関係）

薬剤師届出票

R08 薬

（令和８年12月31日現在）

(1) 住所	〒□□□-□□□□ 都道府県　市郡　区　町村			
ふりがな			電話	
(2) 氏名	（旧姓）		（　－　－　）	
(3) 性別	1 男 ・ 2 女	(4) 生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治　年　月　日	
(5) 薬剤師名簿登録番号	第　号	(6) 薬剤師名簿登録年月日	1 令和 2 平成 3 昭和 4 大正　年　月　日	

(7) 従事している施設及び業務の種別

回答欄	施設の種別	業務の種別
01～19のうち１つを記入すること。 主たる施設・業務の種別（１つ）	薬局	01 開設者又は法人の代表者（管理者） 02 開設者又は法人の代表者（管理者以外） 03 勤務者（管理者） 04 勤務者（管理者以外）
	病院	05 調剤・病棟業務 06 その他（治験、検査等）
	診療所	07 調剤・病棟業務 08 その他（治験、検査等）
複数の施設に従事している場合で２番目に長時間従事している施設について01～18のうち１つを記入すること。 従たる施設・業務の種別（１つ）	介護保険施設	09 介護老人保健施設の勤務者 10 介護医療院の勤務者
	大学	11 勤務者（研究・教育） 12 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	13 医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他） 14 店舗販売業 15 配置販売業 16 卸売販売業
	上記以外の施設	17 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	18 その他の業務の従事者 19 無職の者

(8) 主たる従事先

（「名称」「所在地」「電話」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

（「就業形態」「休業の取得」は、(7)欄の「主たる施設・業務の種別」に01～11及び13～18のいずれかを記入した者のみが記入すること。）

就業形態 12月１日～７日の勤務時間として該当する番号を１つ○で囲むこと。	（※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者（ただし、勤務時間が１週間あたり32時間未満の者は含まない）。「非常勤」とは「常勤」以外の者。） 1 常勤（勤務時間32時間以上）　2 非常勤（８時間未満）　3 非常勤（８時間～16時間未満） 4 非常勤（16時間～24時間未満）　5 非常勤（24時間～32時間未満）
休業の取得 （取得中の者のみ）	1 産前・産後休業　2 育児休業　3 介護休業

(9) 従たる従事先　（複数の施設に従事している場合、(7)欄の「従たる施設・業務の種別」に01～18のいずれかを記入した場合の従事先について記入すること。）

ふりがな		電話
名称		代表電話 （　－　－　）
所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県　市郡　区　町村	

裏面へ続く

(10) 薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名等 大学名等の番号を1つ○で囲むこと。（修了した大学院名等の番号を○で囲まないこと。） 大学の再編・統合・改称により、薬剤師免許取得の際に薬学課程を修めた大学名が選択肢にない場合、再編・統合・改称が行われた後の大学名の番号を○で囲むこと。	国立	01 北海道大学　02 東北大学　03 千葉大学　04 東京大学　05 富山大学 06 金沢大学　07 京都大学　08 大阪大学　09 岡山大学　10 広島大学 11 徳島大学　12 九州大学　13 長崎大学　14 熊本大学
	公立	15 岐阜薬科大学　16 静岡県立大学　17 名古屋市立大学　18 山口東京理科大学
	私立・外国薬学校	19 北海道医療大学　20 北海道科学大学　21 青森大学　22 岩手医科大学　23 東北医科薬科大学 24 医療創生大学　25 奥羽大学　26 国際医療福祉大学　27 高崎健康福祉大学　28 城西大学 29 日本薬科大学　30 城西国際大学　31 千葉科学大学　32 帝京平成大学　33 東京理科大学 34 東邦大学　35 日本大学　36 北里大学　37 慶應義塾大学　38 昭和医科大学 39 昭和薬科大学　40 東京薬科大学　41 星薬科大学　42 武蔵野大学　43 明治薬科大学 44 帝京大学　45 横浜薬科大学　46 岐阜医療科学大学　47 新潟薬科大学　48 北陸大学 49 愛知学院大学　50 金城学院大学　51 名城大学　52 鈴鹿医療科学大学　53 京都薬科大学 54 同志社女子大学　55 立命館大学　56 大阪大谷大学　57 大阪医科薬科大学　58 近畿大学 59 摂南大学　60 神戸学院大学　61 神戸薬科大学　62 兵庫医科大学　63 姫路獨協大学 64 武庫川女子大学　65 就実大学　66 広島国際大学　67 福山大学　68 安田女子大学 69 徳島文理大学　70 松山大学　71 第一薬科大学　72 福岡大学　73 長崎国際大学 74 崇城大学　75 九州医療科学大学　76 外国の薬学校
(11) 出身地	（あなたが高校等を卒業する前までに過ごした期間が最も長い都道府県（出身地）を記入すること。外国の場合は「外国」を○で囲むこと。）	都道府県〔　　〕・外国
(12) 本届出票の活用に対する確認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	同意しない場合
(13) 備考		

提出期限　翌年1月15日

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士の皆さま

令和8年度は、2年に一度の届出年度です!

□ 届出対象者：

・日本国内に居住する全ての医師、歯科医師、薬剤師

・業務に従事する保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士

□ 届出期限：　令和９年１月15日(金)

□ 届出方法：　オンライン（推奨）又は紙

※病院、一般診療所、歯科診療所、薬局、介護保険施設、医薬品製造販売業・製造業・販売業、教育機関、衛生行政機関・保健衛生施設等の機関に従事する方は、オンラインによる届出が可能です。

※個人で届出を行う方は、紙による届出となります。

オンライン届出なら

- ✓スマートフォン・パソコンから届出可能
- ✓届出項目の一部入力を省略可能
- ✓土日祝日を含め24時間いつでも届出可能

オンライン届出の基本手順

01 医療機関IDの取得
医療機関等の事務担当者が、医療従事者届出システムを利用するための医療機関IDを取得します。

02 利用者の登録
事務担当者が、利用者の登録を行います。

03 届出を行う
次のいずれかの方法で届出を行います。
・医療従事者本人がフォームで入力
・医療従事者本人が届出様式(Excel)をアップロード
・事務担当者が複数人分の届出内容を記載してアップロード

➢ 医師・歯科医師の方は、届出を行わないと原則として「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。忘れずに届出をお願いします。なお、届出期限までに届出を行った場合は、令和10年６月末までに掲載予定です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しくは、QRコードからアクセス→

三師届　厚生労働省　検索